

# 低入札価格調査提出資料 記載要領

## 1. 共通事項（様式 1～4 及び比較表 1～6 に共通）

- (1) 落札候補者は、市長があらかじめ指定した期日までに本記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
- (2) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる。この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。

## 2. 低入札価格調査（様式 1）

- (1) 入札者の所在地、名称及び代表者氏名を記入して押印する。

## 3. 申出書（様式 2）

- (1) 当該価格で入札を行った理由（収支の見込を含む。）経営状況、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況及び労務者の状況等を詳細に記載する。
- (2) 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同様又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。
- (3) 手持ち工事（業務）と技術者の状況は、様式 3 に記載する。なお、入札者が管轄する技術者全員について記載するものとする。
- (4) 直近に施工した類似公共工事等の工事名は、過去 10 年間に元請として施工した長野市発注の同種工事の実績について様式 4 に記載する。この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。  
また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定ポイント等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合又は工事成績評定ポイントが通知されていない場合等は、この限りでない。
- (5) 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

## 4. 手持ち資材の比較表（比較表 1）

- (1) 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について内訳を記載する。
- (2) 「単価」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）  
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

## 5. 主要資材購入先比較表（比較表 2）

- (1) 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、合理的かつ現実的なものを記載する。
- (2) 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。  
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。また、取引年数を括弧書きで記載する。
- (3) 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去 1 年以内のものに限る）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

## 6 . 手持ち機械の比較表(主要機械)(比較表 3)

- (1) 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
- (2) 「単価」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価(使用実態に伴う原価)を記載する。  
契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。  
例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

## 7 . 労務者の確保計画の比較表(比較表 4)

- (1) 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも( )内に外書きする。
- (2) 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。  
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
- (3) 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
- (4) 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。  
(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

## 8 . 工種別労務者配置計画の比較表(比較表 5)

- (1) 本様式には、4 労務者の確保計画一覧表により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。

## 9 . 建設副産物の搬出等の比較表(比較表 6)

- (1) 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
- (2) 「受入れ予定価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で合理的かつ現実的なものを記載する。